

消費者庁食品表示課 御中

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

「食品衛生法施行規則等の一部改正案について」の意見

【意見】

- ① 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第三第十一号ハを「果実（消費者庁長官が定めるものに限る。）」に改正することに賛成します。
- ② 消費者庁告示により、消費者庁長官が定める果実を「あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご」とすることに賛成します。

【理由1】 ポジティブリスト制度により、安全性がきちんと担保された農薬や収穫後農薬は、安全かつ高品質な農産物の生産と流通に欠かせない農業生産技術の一つです。また、病害虫や病害菌の耐性獲得を避けるためには常に新たな剤の開発が求められています。近年の環境意識の高まりから、後発の農薬や収穫後農薬には安全性はもとより、より高い環境への配慮が施されていると考えます。

【理由2】 収穫後農薬に代表されるような技術を適切に利用することで、輸入果物の安全性確保と安定供給が可能になると考えます。

【理由3】 フルジオキサニルの食品添加物指定にともない、その使用を認める作物が拡大されることは、多彩な青果物の安定供給を可能にし、消費者の選択の幅を広げ、より豊かな食生活を享受できるものと考えます。

以上